

青森県報

第四千五百九十四号

平成三十一年
四月二十四日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

告 示

○基本測量の終了……………(監理課) ……一

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(三八地域) ……一

○右 同……………(同) ……二

○右 同……………(同) ……二

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情) ……二

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改……………(シ) ……二

正……………(事) ……三

雑 報

○平成三十一年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補
正予算(第二号)ほか五件及び平成三十一年度青森県新産
業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領……………(新) ……四

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改
正する。
別表第一小柳団地の項中「二百四十二戸」を「三百十七戸」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法
(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正及び国土広域情報修正)

二 作業期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 作業地域

青森県内全域

青森県告示第二百三号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ

り、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称 階上 発起人の住所及び氏名 三戸郡階上町大字道仏字鹿倉九四の一 畑中 清二 三戸郡階上町大字道仏字泉田窪二の三 北城 一志 三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五七 黒坂 一男	期 間 平成三十一年 四月二十四日 から同年五月 八日まで 場 所 階上漁業協 同組合

青森県告示第百二十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称 階上 発起人の住所及び氏名 八戸市大字湊町字縄張五 榎本 誠一	期 間 平成三十一年 四月二十四日 から同年五月 八日まで 場 所 八戸みなと 漁業協同組 合

八戸市大字白銀町字右岩淵通一六の五
五戸 敏晴
八戸市大字大久保字坂ノ脇一五の八
河村 吉則
八日まで

青森県告示第百二十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称 百石 発起人の住所及び氏名 上北郡おいらせ町一川目三丁目七三の七 六 沖田 民男 上北郡おいらせ町一川目二丁目七三の二 〇〇 工藤 徳康 上北郡おいらせ町松原一丁目一六四 北向 清吉	期 間 平成三十一年 四月二十四日 から同年五月 八日まで 場 所 百石町漁業 協同組合

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの

で、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十一年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成三十一年度青森県自治体情報セキュリティクラウド運用・保守業務委託 一

式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成三十一年三月十五日

五 契約の相手方の名称及び住所

富士電機株式会社

東京都品川区大崎二丁目一の一

六 契約金額

一億三千八十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催する

ことのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

表中

八戸市上長地区市民センター	〃	大字尻内町字法霊七
八戸市水産会館	〃	大字白銀町字三島下九五

を

八戸市水産会館	〃	大字白銀町字三島下九五
---------	---	-------------

に、

徳下老人憩いの家	の〃七	藤崎町大字徳下字滝本六
藤崎町亀田地区交流センター	九〃三	藤崎町大字榊字亀田二の
三ツ屋老人憩いの家	田〃五三の二	藤崎町大字三ツ屋字上前
藤崎町水木地区ふるさとセンター	の〃一	藤崎町大字水木字浅田一
富柳老人憩いの家	三〃四の三	藤崎町大字富柳字福岡三
藤崎町若松転作研修館	一〃五の二	藤崎町大字若松字森越一
久井名館老人憩いの家	稲〃田七一の五	藤崎町大字久井名館字早
藤崎町農業者トレーニングセンター	三〃三二	藤崎町大字常盤字三西田
スポーツプラザとさわ	九〃の一	藤崎町大字常盤字富田一
藤崎町文化センター	一〃	藤崎町大字西豊田一丁目

を

雑 報

青森県事業団公告第一号

平成三十一年三月青森県新産業都市建設事業団理事会第二百二十一回定例会の議を経た平成三十年青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第二号)ほか五件及び平成三十一年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領を地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成三十一年四月二十四日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

板柳町多目的センター「あぶる」	一 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井六	に改める。
板柳町福祉センター	三九の三 板柳町大字板柳字土井二	を
板柳町多目的センター「あぶる」	一 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井六	に
藤崎町文化センター	一 藤崎町大字西豊田一丁目	
藤崎町農業者トレーニングセンター	三三二 藤崎町大字常盤字三西田	

平成30年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第2号)

平成30年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,952千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 収 入		千円 2	千円 △2	千円 0
	1 預 金 利 子	1	△1	0
	2 雑 入	1	△1	0
歳 入 合 計		34,954	△2	34,952

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 34,954	千円 △2	千円 34,952
	1 事業団運営費	34,954	△2	34,952
歳出合計		34,954	△2	34,952

平成30年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）

平成30年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ357,106千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 357,079	千円 27	千円 357,106
	1 臨海収入	356,196	28	356,224
	2 市川収入	883	△1	882
歳入合計		357,079	27	357,106

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 357,079	千円 27	千円 357,106
	1 臨海事業費	356,196	27	356,223
歳出合計		357,079	27	357,106

平成30年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成30年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	267,064千円	△260,937千円	6,127千円
第1項 営業収益	260,940千円	△260,940千円	0千円
第2項 営業外収益	6,124千円	3千円	6,127千円
支 出			
第1款 事業費用	89,725千円	△87,573千円	2,152千円
第1項 営業費用	89,725千円	△87,573千円	2,152千円

平成30年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成30年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	119,491千円	△36,621千円	82,870千円
第1項 営業収益	36,624千円	△36,624千円	0千円
第2項 営業外収益	82,867千円	3千円	82,870千円
支 出			
第1款 事業費用	21,805千円	△21,289千円	516千円
第1項 営業費用	21,389千円	△21,289千円	100千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成30年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	1,342,000千円	△1,342,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	1,342,000千円	△1,342,000千円	0千円

平成30年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成30年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	116,198千円	△8,069千円	108,129千円

第1項 営業収益	16,171千円	△8,068千円	8,103千円
第2項 営業外収益	100,027千円	△1千円	100,026千円
支 出			
第1款 事業費用	15,295千円	△9,544千円	5,751千円
第1項 営業費用	15,268千円	△9,544千円	5,724千円

平成30年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成30年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	480,345千円	△254,343千円	226,002千円
第1項 営業収益	479,130千円	△256,130千円	223,000千円
第2項 営業外収益	1,215千円	1,787千円	3,002千円
支 出			
第1款 事業費用	311,182千円	△170,775千円	140,407千円
第1項 営業費用	311,182千円	△170,775千円	140,407千円

平成31年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算

平成31年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,407千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 6,404
	1 負担金	6,404
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1

歳 入 合 計	6,407
---------	-------

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 団 費		千円 6,407
	1 事 業 団 運 営 費	6,407
歳 出 合 計		6,407

平成31年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算

平成31年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ356,938千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 356,938
	1 臨 海 収 入	356,056
	2 市 川 収 入	882
歳 入 合 計		356,938

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 支 出		千円 356,938
	1 臨 海 事 業 費	356,056
	2 市 川 事 業 費	882
歳 出 合 計		356,938

平成31年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	267,064千円
第1項 営業収益	260,940千円
第2項 営業外収益	6,124千円
支 出	
第1款 事業費用	89,725千円
第1項 営業費用	89,725千円

平成31年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	119,493千円
第1項 営業収益	36,625千円
第2項 営業外収益	82,868千円
支 出	
第1款 事業費用	21,789千円
第1項 営業費用	21,389千円
第2項 営業外費用	400千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,342,000千円
第1項 長期借入金償還金	1,342,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、3,459,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

平成31年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	16,525千円
第1項 営業収益	16,505千円
第2項 営業外収益	20千円
支 出	
第1款 事業費用	16,092千円
第1項 営業費用	16,073千円
第2項 営業外費用	19千円

(一時借入金)

第3条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第4条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

平成31年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	313,919千円
第1項 営業収益	311,996千円
第2項 営業外収益	1,923千円
支 出	
第1款 事業費用	234,522千円
第1項 営業費用	234,522千円

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭